

# 八丈町農業委員会

## 第2回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和3年5月24日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和3年5月24日(月) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	浅沼 實
会長職務代理者	13	浅沼 博之	〃	7	菊池 家司
委員	1	磯崎 正	〃	8	大澤 正雄
〃	2	伊勢崎 武二	〃	9	菊池 勝男
〃	3	菊池 國仁	〃	10	奥山 完己
〃	4	菊池 寛	〃	11	青木 保憲
〃	5	磯崎 典雄	〃	12	沖山 宗春

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：5名

委員	1	菊池 睦男	委員	5	浅沼 隆章
〃	2	加藤 純生(欠席)	〃	6	欠員
〃	3	笹本 守彦	〃	7	奥山 利平
〃	4	西條 忍			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：1名

7. 会議録署名委員の指名：7番 菊池 家司委員、8番 大澤 正雄委員

8. 議事

会議日程

- 1) 会長活動報告
- 2) 事務局長活動報告
- 3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)
- 5) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)
- 6) 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 高野 秀男、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹  
八丈支庁産業課農務担当 主事 山口 修平  
八丈支庁産業課農務担当 主事 山内 佑紀  
島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古  
島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：1名

[会議内容]

職務代理 それでは時間となりましたので第2回総会を開催いたします。  
議長を務めていただく会長ですが、本日都合により遅れての出席という事で、会長が来るまでの間、代わって私が議長の方を務めさせていただきます。

議長 それでは、本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。  
次に会長活動報告ですが、会長に代わって私の方から報告いたします。

議長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。  
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について  
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。  
令和3年5月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 304㎡

続いて、番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、  
面積 10㎡、2筆合計で314㎡となります。

権利種別 3条無償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は、自身が島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲受人に譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用する。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんについては、現在主に農業をしておりますので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。下限面積については、経営面積が1アールを超えているため問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていききたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1①・②農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 農地は譲受人である●●●●さんの自宅からもすぐの場所にあり、現地を確認したところ、雑草等は生えてはおりますが、草刈りをすれば問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番委員お願いします。

農委3番 譲受人の●●●●さんは高齢ではありますが、現在も農業に従事しており、問題ないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決めるにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年5月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、  
面積1,914㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 アシタバ、期間 3年間、賃借料は年間30,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんについては、全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので問題ありません。

農地については、現在アシタバを栽培しており、更新後も引き続き栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。  
番号1農地について、1番推進委員をお願いします。

推委1番 利用権設定を受ける●●●●さんについては、意欲的に明日葉の生産に取り組んでおり、農地についても更新ということで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番委員をお願いします。

農委3番 推進委員から説明がありましたように、今回利用権設定の更新ということで問題ないと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(所有権移転)  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定につい

て意見を求める。

令和3年5月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、

面積 2,696㎡

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー

売買価格 4,080,000円

移転の時期 令和3年7月1日

支払方法 口座振込、支払期限 令和3年6月30日

つづいて番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 2,154㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、

面積 1,834㎡

番号2③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内

面積 858㎡、3筆 合計4,846㎡となります。

所有権を移転する者 ●●●●

所有権の移転を受ける者 ●●●●

利用目的 レザーファン

売買価格 6,500,000円

移転の時期 令和3年5月26日

支払方法 口座振込、支払期限 令和3年5月26日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2①～③農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2①～③農地説明】

番号1農地は、昨年6月に所有権を移転する●●さんと所有権移転を受ける●●●●さんとの間で1年後にこの農地を購入する予定で、1年間の利用権設定が交わされました。今回1年が経過し、予定どおり土地を購入する為、所有権を移転することとなりました。

当農地においてはロベレニーが栽培されており、引き続き継続して栽培する計画となっております。

つづいて、番号2①から③農地について、所有権を移転する●●●●さんについては、経営規模縮小の意向があり、所有権移転を受ける●●●●さんについては、担い手協議会で認定新規就農者として認定を受けており、現在は担い手研修センターにて研修をしております。農地利用計画については、現在栽培されているレザーファンをそのまま継続して、栽培する計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 所有権を移転する●●●●さんについては、農地の規模縮小の意向があり、事務局からの説明がありましたように、当農地においては1年前から土地購入を見据えた利用権設定をしていたということで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、3番委員お願いします。

農委3番 所有権の移転を受ける●●●●さんについては、認定新規就農者として共撰でロベレニーを出荷して頑張っております。事務局、推進委員からも説明がありましたように、1年間の利用権設定をしてからの所有権移転ということで、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2①・②・③農地について、3番推進委員お願いします。

推委3番 現地を確認したところ、番号2①・②・③農地とも施設が整備されており、全てにおいてレザーファンが栽培されておりました。所有権を移転する●●●●さんについては健康上の理由により規模縮小を考えていて、今後の担い手として期待されている●●●●さんが引き継いで耕作していくとの事で問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2①・②・③農地について、1番委員お願いします。

農委1番 推進委員からの説明どおり、●●●●さんは認定新規就農者として今後期待されており、農地についても有効に耕作していくと思いますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。  
…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

職務代理 ここからは、会長が出席となりますので、議長を会長に代わり進行していただきたいと思っております。

【議長交代】

会長 みなさま、おはようございます。都合により遅れての出席ということで、ご迷惑をおかけして、すみませんでした。これより私が議長として総会を進行させていただきます。  
それでは、議案第4号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について上程いたします。  
事務局より説明願います。

事務局 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定について、上記議案を提出する。  
令和3年5月24日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝  
別紙のとおり、本件については、農林水産省経営局長からの通達により、農業委員会の適正な事務実施を行うことを目的として、毎年、活動計画を定め、その点検評価を行うこととしているために提出する。  
前回総会の協議第1号にて令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画の決定についての案を決定いたしました。この案を、町ホームページにて5月1日から20日までの期間掲載し、町民方の意見と要望の募集を行いました。意見と要望はありませんでしたので、別紙本案を最終的な決定としたいため審議願います。  
また、農業委員会等に関する法律の第37条（情報の公表）にて、農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとあります。  
農林水産省経営局通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」より、活動の点検・評価及び活動計画については、市町村のホームページ等で6月30日までに公表することが適当となっておりますので、6月1日から、この令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画を町ホームページにて公表します。

議長 説明が終わりました。議案第4号について、なにかご意見やご質問等がございますか。  
…無いようでしたら第4号議案を許可することにご異議ございませんか。  
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については原案どおり決定することに決めます。